

道の駅基本計画策定幹事会設置要綱

(設置)

第1条 道の駅基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、道の駅基本計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、計画の策定に関し、必要な事項について審議する。

(組織)

第3条 幹事会は、別表1に掲げる幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は、副村長をもって充て、副幹事長は、教育長をもって充てる。

(幹事長の職務)

第4条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

(代理出席)

第6条 幹事が幹事会を欠席するときは、代理を出席させなければならない。

(調査研究等の指示)

第7条 幹事は、その職務を執行するため関係職員に調査研究に当たらせることができる。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱にさだめるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年10月3日から施行する。